

食品ロス削減推進計画に関する食品ロス削減推進法等における根拠規定

○ 「食品ロスの削減の推進に関する法律」 抜粋

(都道府県食品ロス削減推進計画)

第十二条 都道府県は、基本方針を踏まえ、当該都道府県の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画（以下この条及び次条第一項において「都道府県食品ロス削減推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は、都道府県食品ロス削減推進計画を定めるに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第五条の五第一項に規定する廃棄物処理計画その他の法律の規定による計画であって食品ロスの削減の推進に関連する事項を定めるものと調和を保つよう努めなければならない。

3 都道府県は、都道府県食品ロス削減推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県食品ロス削減推進計画の変更について準用する。

○ 「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」 抜粋

Ⅲ その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項

1 地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画

(2) 食品ロス削減推進計画の策定に当たって留意すべき事項

③ 計画策定時

・食品ロス削減推進計画の策定に当たっては、以下について留意すること。

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する廃棄物処理計画又は一般廃棄物処理計画との整合性を図り、当該計画の中に食品ロスの削減の取組を位置付けることも考えられること。

○ 「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針について（令和2年3月31日消教推第115号消費者庁長官通知）」 抜粋

計画の策定については、新たな計画策定のみならず、廃棄物処理計画等の既存の計画等の中に位置づけることも含め、各地方公共団体において柔軟に御対応いただき、食品ロスの削減に向けた取組を推進していただきたいと思います。